

ISSN 2432-8898

The Journal of Australian and Asian Studies

オーストラリア・アジア研究紀要

Vol. 10 第10号

The Center for Australian and Asian Studies, Otemon Gakuin University
追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所

2025

「オーストラリア・アジア研究紀要」第10号刊行に寄せて

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所長 小松 久恵

電子版「オーストラリア・アジア研究紀要 (The Journal of Australian and Asian Studies)」は、2025年度で第10号を迎えました。通巻41号までの歩みを有する旧「オーストラリア研究紀要 (The Journal of Australian Studies, Otemon)」の蓄積を土台に、当研究所は研究対象をオーストラリアからアジア全域へと着実に拡張し、国際的な学术交流のハブとしての役割を強めてきました。本号は、その現在地を示すとともに、次の10年への橋渡しとなる内容を収めています。

本号には、論文1本と研究会発表要旨1本を掲載しました。まず、高橋論文「中国における公訴時効 (訴追時効) 制度のうち特異な運用がなされた事例の検討——「北大法意」で、2013年5月5日～2014年年末判決の事例を素材として——」は、中国の時効制度をめぐり、法文規定と司法実務の乖離に着目した実証研究です。2013年以降に公開された判例を精査し、人民法院の判断運用がどのように形成され、どの局面で法の文言と離れていくのかを丹念に検討しています。時効規定が実務上どのように扱われるのか、その背景と論理を読み解くことで、中国司法の運用実態を具体的に可視化した点に意義があります。

次に、今年度より新たに所員として加わった Thomas Brook 氏 (追手門学院大学国際学部講師) の研究会発表要旨「日台間の現代日本語文学から考えるトランスナショナル・ジャパンの課題」では、日本語文学研究と翻訳を専門とする同氏が、日台間の現代日本語文学に焦点を当て、トランスナショナル化が進む日本社会の課題を検討しました。リービ英雄、温又柔、李琴峰ら、日台を往還する作家の作品を手がかりに、多文化的背景をもつ書き手の言説から、アイデンティティ形成の揺らぎや社会の包摂のあり方を丁寧に読み解いています。文学テキストの細やかな読解を通じて、個人史と地域史、言語経験と社会制度が交差する地点に光を当てた報告です。

研究所の活動面では、2025年度に国際セミナーやワークショップを通じた外部連携を一段と進めました。大阪・関西万博 (Expo 2025 Osaka-Kansai) が開催された年でもあり、地域・産官学・国際機関との協働が一層活性化したことは特筆に値します。4月には、大阪日豪協会・関西日豪協会・神戸日豪協会の三協会と共催し、駐大阪オーストラリア総領事館の全面的な協力を得て、国際セミナー「Building Bridges to the Future: EXPO 2025 Osaka-Kansai and the Australian Pavilion」を開催しました。前半は、Sharon Bignell 氏 (オーストラリア・パビリオン副責任者) より、EXPO 2025 における同パビリオンの全体構想と来場者体験の設計についてご講演いただき、後半は Prakash J. Singh 教授 (メルボルン大学) が、世界の多極化が進むなかで顕在化したサプライチェーンの課題、コロナ禍での脆弱性、そして産学官の協働による強靱化の可能性を具体事例とともに示されました。会場には三協会の会長・副会長、本学の真銅学長・金政副学長をはじめ多くの参加者が集い、先住民知の社会実装、EXPO を契機とした長期的連携の設計などについて活発な質疑が交わされ、実践に向けた課題認識を共有する貴重な機会となりました。総領事館との協働は、研究所の国際ネットワークを実質的に拡張し、オーストラリアとの教育・研究交流の基盤を厚くする成果へとつながりました。

12月には、マレーシアの Asia Pacific University of Technology & Innovation (APU) より Professor Dr. Angelina Yee Seow Voon 氏 を講師に迎え、起業、教育、社会のあり方を横断的に考える合同セミナーを実施しました。国際学部の複数クラスを対象とした英語講演は、留学生による逐次通訳を交えて進行され、約100名の学生・教職員が熱心に聞き入りました。ジェンダー、固定観念、価値観や教育環境の違いといったテーマが具体的事例とともに提示され、英語に不安のある学生からも「内容が理解しやすかった」「英語で学ぶ楽しさを実感した」との声が寄せられました。教室にいながらにして国際的・対話的な学修空間を体験する、実践的な学びの場となりました。

こうした研究発信と教育実践を往還させる取り組みは、「オーストラリア・アジア研究紀要」の掲げる核心的なテーマ——地域横断の視点による知の協働——と深く結びついています。とりわけ大阪・関西万博の年に、駐大阪オーストラリア総領事館との緊密な連携を軸に、産官学・地域を巻き込む対話の厚みが増したことは、今後の研究・教育・社会連携の一層の深化に資する手応えとなりました。

2026年度に向けては、オーストラリアとアジアの関係性をめぐる研究の深化、共同研究の推進、国際的な学術交流の拡充に引き続き取り組みます。紀要としても、領域横断の知見を積極的に受け止め、社会へ確かなかたちで還元していく所存です。本号が、その一步を確かなものとし、次の歩みを後押しする契機となれば幸いです。

オーストラリア・アジア研究紀要

第10号 目次

論文

- 「中国における公訴時効（訴追時効）制度のうち特異な運用がなされた事例の検討
——「北大法意」で、2013年5月5日～2014年年末判決の事例を素材として——」
…………… 高橋 孝治 1

研究会報告要旨

- 「日台間の現代日本語文学から考えるトランスナショナル・ジャパンの課題」
…………… トーマス・ブルック 12

国際セミナー

- 「未来への架け橋：EXPO 2025 大阪・関西とオーストラリア館」
…………… Sharon Bignell 13
…………… Prakash J. Singh 13

- 「アジア地域における起業・研究連携および中小企業のサステナビリティ」
…………… Angelina Yee Seow Voon 14
…………… Chong Aik Lee 14

- 「マレーシア、インドネシア、フィリピンにおける学生起業家の起業意図と動機」
…………… Angelina Yee Seow Voon 16

The Journal of Australian and Asian Studies

Vol.10 Contents

Journal Article

- Examination of Cases of Peculiar Operation of the Statute of Limitations System for Prosecution in China
——In the ‘Beida Fayi’, Using as Material the Cases from 5 May 2013 to the end of the year 2014 Judgment——
..... Koji Takahashi 1

Workshop Report Summary

- Considering the Challenges Faced by Transnational Japan from the Perspective of Contemporary Japan-Taiwan
Japanophone Literature
..... Thomas Brook 12

Workshops

- Building Bridges to the Future: EXPO 2025 Osaka-Kansai and the Australian Pavilion
..... Sharon Bignell 13
..... Prakash J. Singh 13

Asian Entrepreneurship and Sustainability from a Global Perspective

- Angelina Yee Seow Voon 14
..... Chong Aik Lee 14

Entrepreneurial Intentions and Motivations of Student-Founded Startups in Malaysia, Indonesia and the Philippines

- Angelina Yee Seow Voon 16

論文

中国における公訴時効（訴追時効）制度のうち
 特異な運用がなされた事例の検討
 ——「北大法意」で、2013年5月5日～
 2014年年末判決の事例を素材として——

高橋 孝治

一般企業勤務／立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

Examination of Cases of Peculiar Operation of the Statute of Limitations System
 for Prosecution in China
 ——In the ‘Beida Fayi’, Using as Material the Cases
 from 5 May 2013 to the end of the year 2014 Judgment——

Koji Takahashi

Company Employee / Project fellow, Centre for Asian Area Studies, Rikkyo University

Abstract: The statute of limitations system refers to the rule that after a certain period following the commission of a crime, regardless of how conclusive the evidence may be, the right to prosecute is forfeited and prosecution becomes impossible. It is said that all civilized nations today have such a system. However, some scholars point out that the practical application of China’s statute of limitations system in People’s Courts does not always align with the provisions of the Criminal Law. Although detailed reviews were once conducted for cases not complying with the aforementioned legal provisions, no further reviews have been carried out since then, with only cases published after May 5, 2013, being reviewed. This paper examines cases published after May 5, 2013, accessible on Beida Law Information (one of China’s largest former paid legal information platforms), where operations appear to disregard legal provisions. It explores why such decisions were made and how the People’s Courts operate (Beida Law Information itself ceased service by the end of 2014, thus this study covers the period up to that point). Through this analysis, we will clarify the practical realities of China’s legal system.

※本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を意味し、初出にのみ付した。

1. はじめに

1.1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪となりうる行為の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である¹。この制度は、現在の文明国ではどこの国でもそういう制度を持っていると言われるように²、世界中の国々で導入されている。中華人民共和国（以下「中国」という）では、公訴時効制度は、訴追時効〔追訴時効〕制度という名称で導入されている。

追訴時効制度は、刑法に規定されている。なお、中国の刑法は、1979年7月6日に公布され（全国人民代表大会常務委員会委員長令第5号）、1980年1月1日に施行された（これを「79年刑法」という）。その後、79年刑法

¹ 渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）286頁。上口裕『刑事訴訟法（第4版）』（成文堂、2015年）232頁。

² 平場安治『刑事訴訟法（入門法学全書16）』（日本評論社、1979年）46頁。

が1997年3月14日公布で全面改正され（主席令第83号、同年10月1日改正法施行。これを「97年刑法」という）、その後も小改正が何度か続き、2023年12月29日公布で最終改正され現在に至る（主席令第18号、翌年3月1日改正法施行）。そして、訴追時効制度の根拠条文は以下の通りである。

※中国の法律は一般的に改行したときに次項となり、第○項といった番号は条文には付さない。しかし、本稿では（ ）で項番号を示すこととする。

97年刑法第87条（79年刑法第76条）

犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- （一）最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- （二）最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- （三）最高法定刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- （四）最高法定刑が無期徒刑、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

97年刑法第88条

- （第1項）人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。
- （第2項）被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

97年刑法第89条（79年刑法第78条）

- （第1項）訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。
- （第2項）訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

このように、訴追時効制度の条文は、97年刑法第87条と79年刑法第76条、97年刑法第89条と79年刑法第78条は全く同じ条文であった。ただし、97年刑法第88条と79年刑法第77条だけは条文の文言が異なり、79年刑法第77条は以下の通りであった。

79年刑法第77条

人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない。

そして、訴追時効制度は、97年刑法88条第1項を根拠に、事実上「立案」または人民法院（裁判所）が事件を「受理」した後（79年刑法下では「強制措置を執った後」）は、訴追時効の規定が適用されないという運用が行われることが極めて多い³。立案とは、人民法院、人民検察院および公安機関が当該事件について審査して、犯罪事実が

³ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）83頁。高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年）91頁。

確かに存在し、刑事責任を追及する必要があるかを判断する手続きであり、併せて刑事案件として捜査もしくは審判を行うかの決定をする訴訟活動の一種である⁴。すなわち、日本でいう警察の捜査開始の決定に相当する。そして、立案もしくは受理したのみで訴追時効の規定が適用されないということは、容疑者が特定できておらず、容疑者が普通の生活をし、意識的に逃亡していない場合も含み、97年刑法第88条の「捜査または裁判から逃れた場合」という要件は事実上無視されることが極めて多いのである（このことは何人かの中国の検察官も同意している⁵）。

しかし、訴追時効制度の運用は一様ではなく、特異的な運用が裁判結果から明らかになることもある⁶。ここでいう特異的な運用とは、一般常識的な条文の解釈からはおよそ導けない解釈を行った事例の解釈方法である。中国では裁判結果は、その案件のみに効果を持ち、一般的な法的拘束力や事実上の拘束力は持たないため⁷、まれに特異的な運用の裁判結果が見られることがある。このため、中国における裁判結果は、その案件に対する判断例として「事例」と呼ばれる。

訴追時効制度における特異的な運用はこれまでも検討がされたことがあったものの、まだその全ては検討されていない。そして、本稿でも紙幅の都合から全てを検討することは不可能である。そこで、本稿では特に、中国最大級の有料法律情報ウェブサイト「北大法意」⁸上で2013年5月5日～2014年年末に判決が出たとされる範囲の事例のうち特異的な運用がなされている事例を検討し、なぜこのような結論となったのかを明らかにし、もってそのような事例が出る中国の法社会はいかに評価されるのかを検討する。

2013年5月5日～2014年年末の期間とする理由は、先にも述べた通り、紙幅の都合もある上、2013年5月4日までの事例は既に高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」（『法學政治学論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）。以下「高橋2016年論文」という）85頁および高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」（『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年）。以下「高橋2018年論文」という）81頁が検討している。また、北大法意は、2014年年末までに判断された事例を公開しサービスを終了し、2025年8月時点ではウェブサイトも閉鎖してしまったため2015年以降の事例については検討することができない（筆者は本稿で分析するデータを2019年3月23日にダウンロード済み）。

結果、中国の事例の数からすればそのごく一部しか検討できないことになるものの、そもそも中国では事例はごく一部しか公開しておらず⁹、先行研究を引き継ぎ、その一部でも検討を行い、その動向を明らかにすることには意義があると考える。

1.2. 先行研究の検討

訴追時効制度を取り扱った先行研究には、日本語では夏目文雄「中国刑法における時効論」（『紀要』55号（愛知大学国際問題研究所、1974年、47～62頁収録））や高橋2016年論文、高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」（『日中社会学研究』27号（日中社会学会、2020年、47～60頁収録））などが、中国語では于志剛『訴追時効制度比較研究 [追訴時効制度比較研究]』（中国・法律出版社、1998年）や于志剛『追訴時効制度研究 [追訴時効制度研究]』（中国・中国方正出版社、1999年）、黄曉亮＝常秀嬌『ほか』『刑罰消滅制度の適用 [刑罰消滅制度適用]』（中国・中国人民公安大学出版社、2012年）1～122頁などがある。しかし、このように様々な訴追時効制度に関する先行研究があったとしても、訴追時効制度に関する事例を検討したものはほとんどないのが現状である。訴追時効制度の事例について検討している先行研究は、高橋2016年論文85頁および高橋2018年論文81頁くらいのものである。高橋2016年論文85頁と高橋2018年論文81頁は、1.1.でも述べた通り、本稿が検討しようとしている事例の

⁴ 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』（中国・中国政法大学出版社、2009年）205頁。

⁵ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」『日中社会学研究』27号（日中社会学会、2020年）57頁。

⁶ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治学論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年）83頁。また、小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）49～50頁も「ときどきとんでもない判決が見られないわけではない」と述べている。

⁷ 高見澤磨＝鈴木賢『ほか』『現代中国法入門（第9版）』（有斐閣、2022年）123頁。

⁸ 〈<http://www.lawyee.net/>〉（北大法意ウェブサイト）少なくとも2025年8月時点で閲覧不可。

⁹ 高橋孝治「中国の2012年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態」『INTER JURIST』190号（国際法律家協会、2016年）56頁。

時期とは異なる先行研究である。すなわち、本稿が行おうとしている時期についての訴追時効制度に関する事例の検討はまだ行われたことがないことになる。

なお、高橋 2016 年論文 85 頁と高橋 2018 年論文 81 頁は 2013 年 5 月 4 日までの事例を検討しているが、これを受けて高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度の運用実態の分析——『北大法意』で、2013 年 5 月 5 日～2014 年年末判決までの資料を素材として」（『東北アジア研究』29 号（東北大学、2025 年、123～134 頁収録）。以下「高橋 2025 年分析」という）は、本稿と同じく北大法意上で 2013 年 5 月 5 日～2014 年年末の期間に判決が出たとされる事例の統計分析を行っている。高橋 2025 年分析によれば、北大法意上で 2013 年 5 月 5 日～2014 年年末の期間に判決が出たとされる 148 件の事例のうち、特異的な運用がなされた事例は 23 件ある。そのため、この 23 件が本稿が検討する事例ということになる。

2. 時効完成のはずが有罪となった事例

本稿で検討する 23 件の事例は、その内容からいくつかのカテゴリー分けすることができる。本稿でもいくつかに分けたカテゴリーごとにこの 23 件の事例を検討する。ここではまず、時効は完成したはずであるにもかかわらず有罪となった事例について分析する。

2.1. 時効完成を認めつつも有罪となった事例

訴追時効制度は、1.1. で述べた通り、犯罪となりうる行為の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である。そのため、訴追時効が完成したことを認めた場合、刑事訴訟が提起できなくなり、有罪となることはないはずである。しかし、今回検討する 23 件の事例の中には、訴追時効の完成を認めつつも有罪となったものが 3 件存在する。ここではこの事例を見ていく。

①（2013）湖呉刑一初字第 315 号（浙江省湖州市吳興区人民法院 2013 年 7 月 19 日判決）は、工場から銅線など計 4 万 2600 元分を窃盗したという事件で、既に訴追時効が完成しているため、審理は中止しなければならないが、被告人も罪を認め、犯罪の性質、情状、社会的危害の程度から窃盗罪とし、有期懲役 1 年 9 か月と罰金 3 万元に処すものとした。

②（2013）東刑一初字第 136 号（山東省東明县人民法院 2013 年 12 月 19 日判決）は、公安副所長であった被告人が複数回ショッピングカードや現金を受け取っていたとして収賄罪の容疑がかけられ、全て訴追時効期間を経過していたとしつつも、被告人は反省し、また情状は軽いため、収賄罪について有罪だが、刑事罰は免除するとした。

③（2014）和法刑初字第 29 号（甘肅省和政县人民法院 2014 年 6 月 5 日判決）は、A を含む複数人の被告が各街を巡回しながら、他人のバイクなどを窃盗の上売却していたため、窃盗容疑をかけられ、うち特に A の窃盗については訴追時効が完成して刑事責任を負わされることはないとしつつも、他の被告人の罪状につき公安に詳細に教え、犯罪者を処罰するのに功があると言えるので、A については刑を減じ、窃盗罪で懲役 2 年 3 か月、罰金 4000 元とするとした。

①～③のように、判決の中で、訴追時効の完成を認めつつも有罪として、刑罰を科している事例があるのである（②のみは「有罪」とだけ認定し、情状が軽いため刑事罰が免除）。この点からは、地方によっては法官（裁判官）が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視していいものと考えているものと思われる。

2.2. 時効完成後に立案がされ有罪となった事例

1.1. で述べた通り、中国では一般的に立案がなされればそれのみをもって訴追時効にかかることはないという運

用がなされており、立案とは、日本でいう捜査開始の決定に相当するものである。この点からすると、訴追時効が完成した後に立案がなされたとしても、訴追時効の完成により刑罰を科すことができないはずである。しかし、本件で検討する23件中2件は、訴追時効完成後に立案がなされていると判決の中で述べておきながら有罪とした事例となっている。ここでは、この2件を見ていく。

④（2013）銀刑終字第38号（寧夏回族自治区銀川市中級人民法院2013年3月28日判決）は、2005年8月12日に会社印鑑を偽造しての横領行為があり、訴追時効は2010年8月12日に完成し、2012年3月16日に立案されたが被告は横領罪で有罪、懲役3年2か月とする。

⑤（2013）張定刑初字第112号（湖南省張家界市永定区人民法院2013年4月24日判決）は、強盗行為であるが、行為から16年後に立案されているが、強盗罪の有罪で、懲役5年とする。

判決文は、基本的にこのように書かれているのみで、情状がいかなるものであったのかは不明である。

2.3. 時効完成のはずが有罪となった事例を見て——中間的考察

2.1. で「時効完成を認めつつも有罪となった事例」を、2.2. で「時効完成後に立案がされ有罪となった事例」を見た。いずれも、法律上の制度である訴追時効制度を無視した取り扱いと言える。そのような取り扱いが2013年5月5日～2014年年末という約1年半の間に少なくとも5件存在するという点は大きなことと言える。なお、2013年5月5日～2014年年末の訴追時効がかかわった事例148件中、明確にこのような法律あるいは実務上の取り扱いを無視している事例が5件もあるというのは、かつては法律があっても守られていないと言われていた中国が¹⁰、法治主義を掲げている中では特筆すべき点と言えよう。北大法意上で公開されていた2013年5月4日以前の訴追時効に関する事例で、訴追時効が完成しているはずであるにもかかわらず有罪とされた事例は、（2011）滄刑公初字第5号（河南省洛陽市瀾西区人民法院2011年1月27日判決）のみであった¹¹。すなわち、時代が下るにつれて法治が強調されているはずの中国において、2011年から見て時代が後のはずの2013年5月5日～2014年年末の方が、訴追時効が完成しているはずであるにもかかわらず有罪とした事例の方が増加しているのである。

さらに、その一方で高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」（『東アジア研究』（21号）東アジア学会、2017年）55頁は、中国では刑罰を科す際に民憤を考慮しなければならないという要請があり、これが訴追時効の完成の判断にも生きてると指摘している。すなわち、凶悪犯罪は発生することそのものが、人々に恐怖を与え、民憤が大きいのであり、そのような犯罪に対して刑罰が下り、市民を安心させることが中国における刑法の役割の一つであるということである¹²。このため、凶悪事件の場合、例え時効が完成していても刑に処さなければならない事件というもの中国には存在するというのである。

しかし、2.1. および2.2. で見た5件の事例は、⑤の事例を除き、いずれも窃盗もしくは横領に関する犯罪であり、人の生死が関与しておらず、凶悪犯罪とは言い難い（なお、（2011）滄刑公初字第5号（河南省洛陽市瀾西区人民法院2011年1月27日判決）は、隣室がやかましいというみの理由で、鈍器や刀を持ち、隣室で酒を飲んでいた者に重傷を負わせた事件であった）。この点からも、2.1. および2.2. で見た5件の事例については、なぜ訴追が完成していても刑に処さなければならない事件なのかの説明をすることが非常に難しいものとなっている（⑤に関しては強盗行為であり、一見すると情状が重く、「刑に処さなければならない事例」と捉えることも可能ではあるものの、結果として「強盗『殺人』」まで発展はしておらず、しかも16年間も立案すらされなかった事件である）。この5件の事例は、もちろん全て処理した裁判官は異なるため、単純に同列に評価できない面もあるものの、やはり2.1. で述べたように、単に法官が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視しているものと考えているという理由から訴追時効が完成していても有罪になったものと思われる。

¹⁰ 三菱商事株式会社法務部＝三菱商事（中国）有限公司法務部『Q&A 中国ビジネス法務の現場』（商事法務、2006年）4頁。

¹¹ 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年）51頁以下。

¹² 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年）55頁。

3. 犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった事例

本稿で検討する23件の事例の中には、被告人側が訴追時効期間が経過していると主張しても、それに対する的確な反論がなされることなく、人民法院が「犯罪行為は確実である」とだけ述べて有罪となった事例や、情状が重いという理由で最高量刑が変更となり訴追時効期間が延び、有罪となった事例がある。いかなればどちらも人民法院の裁量にゆだねられるケースとなるが、ここではそれを見ていく。

3.1. 犯罪行為が確実であるため有罪となった事例

被告人側が、訴追時効が完成していると主張しても、「犯罪行為は確実であるため有罪である」と人民法院が判断した事例が複数存在する。もちろん、このような理由づけは訴追時効が完成しているという主張がなされている裁判において、有罪と判断する理由にはならない。中国の刑事法の運用は、どのような罰を科すかが先にあり、その後で決定した罰を与えるのに適当な刑法の条文を当てはめるというプロセスを採ることがあると指摘されているが¹³、訴追時効の適用においても同様であると言うことができる。

この点においては、2. で見た訴追時効の完成を認めつつも有罪となった事例と強い類似が見られると言える。訴追時効の完成を認めつつも有罪となった事例と異なる点は、裁判の中で立案がいつなされたのかが明らかとなっていないことである。そのため、各事例は、訴追時効が完成していない可能性もある。しかし、訴追時効が完成していないのであれば、その旨を裁判内でも明らかにして説明すればいいのであるが、それがなされずにただ「犯罪が確実に起こっているため有罪」と述べられて有罪となった事例ということである。

⑥(2013)魯刑三終字第178号(山東省高級人民法院2013年12月24日判決)は、被告人側は犯人隠匿をしたものの、既に訴追時効期間が経過しているため、刑事責任は問えないと述べ、法院は、被告人の犯人隠匿の事実が明確で証拠も十分であるため、有罪で懲役3年、執行猶予3年とするとした(立案時期は不明)。

⑦(2014)東刑終字第2号(青海省海東市中級人民法院2014年1月22日判決)は、地方政府の副県長を勤めていた被告人は職権乱用罪には当たらないし、かつ本件は訴追時効が既に経過しており無罪が宣告されなければならないと主張したのに対し、法院は事実は明確で、証拠も確実で十分であるため有罪であり、原審維持とするとした(立案時は不明)。

⑧(2014)兵四刑終字第00007号(新疆生産建設兵団第四師中級人民法院2014年9月1日判決)は、被告人側は訴追時効期間が経過していると主張したものの、法院はそれに対して特に反論意見を述べることなく事実は明確であり有罪であり、収賄罪で原審維持とするとした。

いずれも立案時が不明のため、訴追時効完成前に立案がなされていれば実務上の運用通りではあり特に問題がある運用ではない。しかし、やはり訴追時効が完成しているという主張に対しそれに的確な反論をすることなく「犯罪の事実が明確である」という理由で有罪と認定しているのは問題であろう。

なお、これらの事例の罪状は、⑥の事例が犯人隠匿罪、⑦の事例が職権乱用罪、⑧の事例が収賄罪である。これら3つの事例は、人の生死がかかわっていないため、凶悪犯罪とは言いがたい面がある。しかし、中国では中国共産党の一方専制体制を、中国共産党が「大公無私」、「人民利益の代弁者」である点で正統性を獲得しているため、職権乱用罪と収賄罪については、これらの正統性を失わせることにつながるため、厳粛に処罰される¹⁴。このため、⑦と⑧の事例については、的確な反論をせずとも訴追時効の完成を認めてはいけな事例と判断されていた可能性がある。しかし、それはやはり科すべき刑罰が先に決まっておき、その後で法の適用を決めているということにな

¹³ 高橋孝治『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』(明石書店、2019年)72頁。

¹⁴ 王雲海『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』(国際書院、2013年)136～137頁。

る。そして、この場合、反論できるような法理論が見つからなかったため、犯罪の事実が明確であるという表現のみを行ったようにも見える。

3.2. 情状が重かったため訴追時効が完成せず有罪となった案例

中国では、同じ犯罪行為であっても、情状に応じて量刑が変化することがある。例えば、97年刑法第383条第1項は以下のように規定している。「贈賄罪を犯した者は、情状の軽重に応じて、次の各号に定めるところにより罰するものとする。(一) 贈賄の数额が比較的大きいもしくはその他比較的重い情状がある場合は、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、併せて罰金に処する。(二) 贈賄の数额が巨額であるもしくはその他重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金もしくは財産没収に処する。(三) 贈賄の額が特に巨額であるもしくはその他特に重大な情状がある場合、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、併せて罰金もしくは財産没収に処する。数额が特別に巨額で、併せて国家と人民の利益が特に大きな損失を被った場合、無期徒刑または死刑に処し、併せて財産没収に処する」。このように、情状に応じて量刑が変化するため、当然その量刑に応じて訴追時効の期間も変化することになる。

⑨ (2013) 浙杭刑終字第515号 (浙江省杭州市中级人民法院2013年9月3日判決) は、被告人側は虚偽資本金登録罪の訴追時効は経過していると主張したが、人民法院は数额の大きい資本金横領罪であるとして、被告人は刑事責任を負わなければならないとした。

⑩ (2013) 浙温刑終字第1464号 (浙江省温州市中级人民法院2014年4月3日判決) は、被告側は5年の訴追時効期間は経過したと主張したが、人民法院は、被告人が国家に与えた損害は大きく訴追時効期間はまだ経過していないとして有罪とした。

⑪ (2014) 豫法刑三終字第073号 (河南省高级人民法院2014年6月19日判決) は、被告人側は傷害罪につき訴追時効期間は経過していると主張したものの、人民法院は情状は非常に重いため、その弁護意見は成立しないと原審維持 (有罪) とした。

⑫ (2014) 鄂江陵刑初字第00051号 (湖北省江陵县人民法院2014年8月25日判決) は、職務上横領罪について被告人側は訴追時効の完成を主張したが、人民法院は数额が大きいため、訴追時効の期間は10年であり、訴追時効はいまだ完成していないとした。

⑬ (2014) 遵市法刑一終字第100号 (贵州省遵义市中级人民法院2014年9月23日判決) は、被告人側は、傷害罪で訴追時効期間は10年であるが、行為から立案時までを数えても既に11年を経過していると主張したのに対し、法院は重症による傷害罪で訴追時効期間は15年であるとした。

⑭ (2014) 温乐刑初字第899号 (浙江省乐清市人民法院2014年10月29日判決) は、無罪であるが例え有罪であったとしても、傷害罪で既に訴追時効期間が経過していると主張し、これに対し法院は騒ぎを起こしたという挑発混乱引起罪 [尋衅滋事罪] に該当するため訴追時効は完成していないとした。

⑮ (2014) 達刑初字第59号 (内蒙古自治区達尔罕茂明安聯合旗人民法院2014年10月30日判決) は、被告人側は訴追時効期間が経過していることを主張したが、被害数额が大きいため有罪で横領罪が成立するとした。

中国の贈賄罪における「数额」には基準がある。例えば2016年4月18日以降は、97年刑法第383条における「数额が比較的大きい」とは3万元以上20万元未満をいい、「数额が巨額」とは、20万元以上300万元未満をいい、「数额が特に巨額」とは、300万元以上をいうとされている (最高人民法院、最高人民检察院の贈賄刑事案件に法律を

適用する手続きの若干の問題に関する解釈〔最高人民法院、最高人民检察院关于办理贪污贿赂刑事案件适用法律若干问题的解释〕（2016年4月18日最高人民法院、最高人民检察院法释〔2016〕9号發布・施行）。しかし、⑪や⑬の事例のように傷害罪については、何をもって情状が非常に重いとするのか、重症だから情状が重いのか、何をもって重症とするのかなどについては基準がなく、結局、個々の裁判内で「情状が重い」と判断されれば訴追時効の期間が延びることになる。

これは、単に「情状」だけの問題ではなく、⑭の事例のように、傷害罪としても処罰可能であり、挑発混乱引起罪でも処罰可能な場合も同様である。

3.3. 犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった事例を見て——中間的考察

ここでは、犯罪行為が確実であるもしくは情状が重いため有罪となった事例を見てきた。これらは、人民法院が「犯罪の事実が明確である」と述べるか、「情状が重い」と述べるかで訴追時効が適用されるか、訴追時効が適用されてもその期間が延びるかという点が問題となる事例である。

ここで見たいずれの事例も、なぜ「犯罪の事実が明確」なのか、「情状が重い」と言えるのかが明らかではない。そのため、人民法院が「とりあえず」訴追時効にかからないようにするため、もしくは訴追時効期間を延ばす手法として「犯罪行為が確実であるもしくは情状が重い」という表現が使われているものと評価する。

4. その他の事例

本稿で検討する23件の事例の中には、2. および3. のいずれにも分類できない事例も存在する。その中でも特に問題と言えるのは、97年刑法にない訴追時効の要件を勝手に加えている事例であろう。ここでは、法律にない要件を勝手に加えている事例と、さらに本稿で見た他のどのカテゴリーにも分類できない事例を見ていく。

4.1. 97年刑法にない要件を勝手に加えている事例

97年刑法における訴追時効の規定は、1.1. で見たものと少しの関連規定があるのみである。しかし、ここで見る3件の事例から97年刑法にない訴追時効の要件を勝手に加える場合があることが分かる。

⑯（2013）正刑初字第171号（河南省正陽县人民法院2013年8月28日判決）は、被告人側は訴追時効が完成していると主張したものの、人民法院は、訴追時効は共犯者の逮捕日から起算しなため、訴追時効は完成していないとする。

⑰（2013）鄭刑一終字第342号（河南省鄭州市中級人民法院2013年12月3日判決）では、公訴期間は案件の性質、情状、時効などによって起訴するか判断するものでありと述べ、訴追時効は刑事起訴か不起訴かを判断する一要素に過ぎないとする。

⑱（2014）中一法刑二初字第678号（広東省中山市第一人民法院2014年11月12日判決）は、被告人側は訴追時効の完成を主張したものの、公安が報案していたため訴追時効は完成していないとする。

⑯の事例に関しては、97年刑法をはじめ、中国のどのような規定にも「訴追時効は共犯者の逮捕日から起算しなため」という規定は存在しない。⑯の事例では存在しない要件を加えて、「訴追時効は完成していない」ということにしている。

97年刑法第87条は、「犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない」と規定しているにもかかわらず、⑰の事例は、「公訴期間は案件の性質、情状、時効などによって起訴するか判断するものであり」と述べている。すなわち、訴追時効は、不起訴処分にするかを判断する様々な要素の一つに過ぎないと述べているのである。このように捉えると、訴追時効が完成していたとしても、他の要素などの問題が大きければ、例えば情状が特に重いな

どが認められれば、訴追時効完成により刑事訴訟につき審理をしないということにはならなくなる。まさに、97年刑法第87条の「訴訟提起できない」という訴追時効の効果を上書きする表現である。一応、このように表現されることについては、「最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院関于適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋〕（2012年12月20日最高人民法院発布。2013年1月1日施行。以下「12年解釈」という）第241条（八）が「犯罪が訴追時効の期限を経過しており『かつ』訴訟提起が必要でない場合……審理中止の裁定をしなければならない」と規定している（『 』は筆者による強調）。

つまり、97年刑法があっても、法律でない12年解釈という司法解釈が「訴訟提起が必要でない場合」という要件を勝手に足しているのである。⑰の事例はこのような12年解釈第241条（八）の精神を受け継いだ事例のように見える。

⑱の事例は、公安が報案していたため訴追時効は完成していないとしている。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう。当然に報案されれば、訴追時効にかかることはないという規定は見られない。

4.2. 他カテゴリーに分類できない事例

ここでは、本稿で分類した他のカテゴリーには入らない事例を見ていく。

⑲（2013）新刑一終字第135号（河南省新郷市中級人民法院2013年12月13日判決）は、弁護人は訴追時効が経過していると主張したが、別の者の証言により犯罪時が違っていたため時効も完成していないということであった。

⑳（2014）荔刑初字第20号（広西壮族自治区荔浦县人民法院2014年1月28日判決）は、裁判中に「訴追時効」と言う文言が出ただけで、訴追時効は特に論点となっていない。

㉑（2013）甬鎮刑初字第760号（浙江省寧波市鎮海区人民法院2014年2月20日判決）は、窃盜の行為日に立案されていたが、訴追時効が完成したとして審理中止としている。

㉒（2014）鄂赤壁刑初字第00047号（湖北省赤壁市人民法院2014年3月3日判決）は、犯罪の一部が訴追時効完成とした。

㉓（2014）正刑初字第18号（甘肅省正寧县人民法院2014年3月18日判決）は、被告人側は時効完成を主張したが、そもそも犯罪ではないとする。

ここで注目されるのは、㉑の事例と㉒の事例である。本稿が検討した中で、この2件のみが訴追時効の完成を認めているのである（㉒は一部のみ）。㉑と㉒の事例はいずれも窃盜罪に関する事例である。しかし、㉑の事例に関しては、結局北大法意上で公開されている判決文からはいくら分の窃盜を行ったのかは明らかでないものの、㉑の被告人は、2003年4月にも窃盜で懲役6か月と罰金2000元の併科を受けたということである。この意味では、㉑の事例は被告人に窃盜の常習性があるという理由で有罪としてもいいのではないかと考えられるものの、審理中止となっている。この点から、全ての案件で訴追時効が完成しないように様々な理由が付けられているわけではない。

4.3. その他の事例を見て——中間的考察

その他の事例を見て言えることは、2.や3.でも見てきたように、様々な理由を付けて訴追時効は完成しないような判断がされやすいものの、㉑の事例のように訴追時効の完成を認める場合もあるが、そもそも97年刑法などには規定されていない要件を勝手に加えて訴追時効が完成しないようにしている面もあるということである。

特に97年刑法に規定されていない訴追時効の要件を、裁判という法の運用の中で勝手に加えるということは最近の中国が標榜している「法治」から大きくかけ離れると評価せざるを得ないであろう。

5. むすび

本稿では、北大法意上で2013年5月5日～2014年年末に判決が出たとされる範囲の案例のうち特異的な運用がなされている案例を検討してきた。そこから明らかになったのは、中国は法治を標榜しているはずにもかかわらず訴追時効の運用に目を向ければ、法治が徹底されていないということである。特に、2.3.で指摘したように、2013年5月4日以前と比べて、2013年5月5日～2014年年末の方が法律の条文や実務上の取り扱いを無視したかのような判断が多くなされているという点は特筆できる。

では、なぜこのようなことが起こるのかというと、2.3.で述べたように、訴追時効も民憤に対応しなければならないということなのであろう。すなわち、中国は2013年～2014年頃においても、市民の感情へ対応することが法よりも優先されていた社会ということである。そこに加え、2.3.で指摘したような法官が法律について詳しくない、もしくは法律を知っていたとしてもそれを軽視していいものと考えているという側面もあるように思われる。

昨今の中国は、確実に法は機能しているという指摘もあるものの¹⁵、少なくとも訴追時効の運用に目を向けると法律の条文が遵守されているとは言い難い現実があると言える。

【参考文献】

・日本語文献（50音順）

渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）。

上口裕『刑事訴訟法（第4版）』（成文堂、2015年）。

王雲海『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』（国際書院、2013年）。

小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』111号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2016年、71～99頁収録）。

高橋孝治「中国の2012年改正刑事訴訟法における自己負罪拒否特権の実態」『INTER JURIST』190号（国際法律家協会、2016年、55～65頁収録）。

高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』21号（東アジア学会、2017年、45～61頁収録）。

高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』22・23合併号（東アジア学会、2018年、79～97頁収録）。

高橋孝治『中国社会の法社会学——「無秩序」の奥にある法則の探究』（明石書店、2019年）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」『日中社会学研究』27号（日中社会学会、2020年、47～60頁収録）。

高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度の運用実態の分析——『北大法意』で、2013年5月5日～2014年年末判決までの資料を素材として」『東北アジア研究』29号（東北大学、2025年、123～134頁収録）。

高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕『現代中国法入門（第9版）』（有斐閣、2022年）。

夏目文雄「中国刑法における時効論」『紀要』55号（愛知大学国際問題研究所、1974年、47～62頁収録）。

平場安治『刑事訴訟法（入門法学全書16）』（日本評論社、1979年）。

三菱商事株式会社法務部＝三菱商事（中国）有限公司法務部『Q&A 中国ビジネス法務の現場』（商事法務、2006年）。

¹⁵ 小口彦太『中国法——「依法治国」の公法と私法（集英社新書1043B）』（集英社、2020年）49～50頁。

・ 中国語文献（ピンインアルファベット順）

樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』（中国・中国政法大学出版社、2009年）。

黄曉亮＝常秀嬌 [ほか]『刑罰消滅制度の適用 [刑罰消滅制度適用]』（中国・中国人民公安大学出版社、2012年）。

于志剛『追訴時効制度比較研究』（中国・法律出版社、1998年）。

于志剛『追訴時効制度研究』（中国・中国方正出版社、1999年）。

研究会報告要旨

日台間の現代日本語文学から考える
トランスナショナル・ジャパンの課題Considering the Challenges Faced by Transnational Japan from the Perspective
of Contemporary Japan-Taiwan Japanophone Literature

Thomas Brook (トーマス・ブルック)

追手門学院大学国際学部 講師

2025年4月にオーストラリア・アジア研究所の所員に就任いたしましたトーマス・ブルックです。7月22日に開催された2025年度第1回研究会では、自己紹介を兼ねて研究紹介をさせていただきました。題目は「日台間の現代日本語文学から考えるトランスナショナル・ジャパンの課題」でした。題目にある「日台間の現代日本語文学」は日本と台湾の間の移動が大きく関わっている、日本語によって書かれた文学作品のことを指しています。私はこれまで、リービ英雄、温又柔、李琴峰という作家の文章に親しみ、台湾を一つの参照軸として、文化間移動に伴うアイデンティティの変容等に関する研究に取り組んできました。

イギリス出身である私は元々台湾に関心があったのではなく、これらの作家の文章を日本語で読み、ときには英語に翻訳させていただき体験を通じて、興味と親近感を抱くようになりました。このこと自体は、グローバル化の時代における日本は、単に受け身的に「世界」(西洋)の影響を受けるのみではなく、多方向的な異文化交流の現場になっていることを示しているように思います。

今回の研究紹介では、上記の作家3名を紹介した上で、ミックス・ルーツなど多様な文化的背景を持つ人が日本社会のより大きな部分を占めていく中で、個人および社会レベルで待ち構えている課題について考察しました。台湾に出自を持つ書き手の文章は、そうした今後の日本の課題を考える上で重要な示唆を含んでいる一方、そこには日本をはじめとする宗主国による支配という痛ましい歴史も大きく関わっています。従って、その示唆を読み取る作業は、考察しようとしている〈私〉が台湾に対しどのような立ち位置にいるのかをめぐる自問自答を伴わなければならない、ということを強調しました。

発表を終えての質疑応答とディスカッションにおいて、出席者各自が自らの立ち位置を前置きとして共有した上で今後の日本について意見を述べてくださったことは、そのような作業の実践であるように思いました。研究を進める上での重要なヒントをいくつも得ることができました。率直な意見を共有してくださった出席者各位に改めてお礼申し上げます。

オーストラリア・アジア研究所 国際セミナー

Building Bridges to the Future: EXPO 2025 Osaka-Kansai and the Australian Pavilion

まもなく開催される大阪・関西万博は、新しい技術や独創的なアイデアが交わる“未来への架け橋”として注目を集めています。

本セミナーでは「オーストラリア・パビリオン」が掲げるテーマ“Chasing the Sun — 太陽の大地へ”が描く、持続可能でインクルーシブな社会の可能性を、先住民の知恵や文化の価値、地域に根ざしたイノベーション、そしてデジタル化やグリーン経済への移行といった視点から考察します。

二人のゲストからは、それぞれの専門分野や豊富な経験をもとに、最新の研究成果と現場で培われた事例をお話いただけます。

アジア・オセアニアと世界をつなぐ“未来へのヒント”をともに見つけましょう。

～ 皆様のご参加を心よりお待ちしております ～

(仮題) Vision and Challenges of Global Partnership



Sharon Bignell 氏
元駐日オーストラリア領事

現在、オーストラリア外務貿易省
2025年大阪・関西万博 オース
トラリア・パビリオン パートナーシ
ップ・プログラム 副課長

(仮題) Impact of Regional Innovation on Reconstruction



Prakash J. Singh 氏
メルボルン大学教授

専門分野：
・サプライチェーンマネジメント
・オペレーションズ・マネジメント
J of OM, J of SCMなど世界の
トップジャーナルで多数論文掲載

日時：2025年4月8日(火) 18:00～20:00 ※受付17:30-

会場：追手門学院大学 茨木総持寺キャンパス アカデミックベースBNC103(予定)

定員：80名 (要申込/参加費無料) ※一般・学生・教職員どなたでもご参加いただけます
※講演言語：日本語・英語(逐次通訳あり)

お申込
フォーム



<https://ws.formzu.net/fgen/S774697037/>

【会場アクセス】

追手門学院大学 茨木総持寺キャンパス
〒567-8620 大阪府茨木市太田東芝町1番1号

■JR総持寺駅から徒歩約10分

■阪急総持寺駅から徒歩約19分

■阪急茨木市駅から近鉄バスがキャンパス前まで運行(乗車時間約16分)

※駐車場はありません。公共交通機関でのご来学にご協力をお願いいたします。

【共催】
大阪日豪協会
関西日豪協会
神戸日豪協会

【問合せ】
追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
TEL:072-665-9217(研究所・センター窓口)
cas@otemon.ac.jp

掲載日時：2025年12月22日

国際的視座からアジアの起業と持続可能性を考える講演会を開催**Lecture Held on Asian Entrepreneurship and Sustainability from a Global Perspective**

【Angelina先生の発表】

オーストラリア・アジア研究所では、2025年12月11日(木)、**アジア地域における起業・研究連携および中小企業のサステナビリティ**をテーマとした講演会（研究会）を開催しました。

本講演には、マレーシアの研究者を講師としてお迎えし、**東南アジアの最新動向と将来展望**について、**多角的かつ実践的な知見**が共有されました。

On December 11, 2025, the Center for Australian and Asian Studies hosted a lecture focused on entrepreneurship, research collaboration, and SME sustainability in the Asian region.

The event featured a guest researcher from Malaysia, who shared multifaceted and practical insights into the latest trends and future prospects of Southeast Asia.



【Chong先生の発表】

【左から藤川所員、Chong先生、
Angelina先生、小松所長】

第1・第2講演では、**Asia Pacific University of Technology & Innovation (APU) Professor Dr. Angelina Yee Seow Voon 氏** が登壇しました。

第1講演「**Entrepreneurial intentions and motivations of student-founded startups in Malaysia, Indonesia and Philippines**」では、マレーシア、インドネシア、フィリピンにおける学生起業の実態を比較分析し、若者の起業意識や動機形成の背景について、実証研究に基づく示唆が示されました。

続く第2講演「**UNIIC consortium – a collaborative model for entrepreneurship and research in Asian region**」では、アジア地域における大学間・産学連携を基盤とした起業・研究コンソーシアムの取り組みが紹介され、国境を越えた協働モデルの可能性と意義について理解を深める機会となりました。

第3講演では、**UCSI College 副学長である Associate Professor Dr. Chong Aik Lee 氏** が、「**Overview of Accounting and Sustainability Reporting Landscape for SMEs**」と題し、中小企業を取り巻く会計・サステナビリティ報告の最新動向について解説しました。ESGや持続可能性開示をめぐる国際的潮流を踏まえつつ、アジアの中小企業が直面する課題と今後の対応の方向性が示され、実務と研究の双方に示唆を与える内容となりました。

本講演会は、**アジアを中心とした国際的な研究・教育ネットワークの深化を図るとともに、起業、経済、サステナビリティといった現代的課題を多面的に考察する貴重な機会**となりました。

国際
セミナー



担当教員:藤川武海(国際学部・オーストラリア・アジア研究所)

講演タイトル **※留学生スタッフによる逐次通訳あり**
Entrepreneurial Intentions and Motivations of
Student-Founded Startups in Malaysia,
Indonesia and the Philippines

講演ゲスト アジアパシフィック大学APU(マレーシア)

Angelina Yee Seow Voon 先生

Director, Research Management,
Asia Pacific University of Technology & Innovation, Malaysia

2025. **12.12**(金)2限
11:30-13:15

会場: 総持寺アカデミックベース2階
BSC207教室

2025 年所員の活動

- 4 月 1 日：出版、“Beyond Food Assistance: Children’s Cafeteria Initiatives and the Dynamics of Community Empowerment in Japan”, Conference Proceeding of Twenty-first International Conference on Environmental, Cultural, Economic & Social Sustainability, Miami, USA [担当：平井]
- 4 月 8 日：国際セミナー “Building Bridges to the Future: EXPO2025 Osaka-Kansai and the Australian Pavilion” を開催 [担当：崔]
- 5 月 10 日：「オーストラリア学会」第 36 回関西例会の企画に加わり、参加。龍谷大学 [担当：南出]
- 5 月 21 日：国連 UNHCR 協会：2 年生演習クラス「Global Seminar 3」で国連 UNHCR 協会芳島氏を招き「難民支援」をテーマとするセミナーを企画・実施した。[担当：平井]
- 5 月 23 日：「国際開発支援論 II」において、周縁化された若年女性支援に取り組む NPO 法人 Colabo をオンラインで招きセミナーを実施した。海外事例にとどまらず、国内における女性の人権侵害や困窮状況について理解を深め、社会課題を身近な現実として学ぶ契機となった。[担当：平井]
- 5 月 27 日：本学職員によるセミナー「父親の育休体験談」を実施し、男性の育休について、身近な実践者から直接話を聞き、多様な視点で意見や感想を共有する機会を創出した。[担当：平井]
- 6 月 14 日：NPO 法人 CPAO（大阪子どもの貧困アクショングループ）の CPAO カフェに学生と参加した。[担当：平井]
- 6 月 14 日：研究発表、「月に願いを：雑誌『Cand』にみる女子教育と『感情』感情科研 2025 年度第 1 回研究会、東京外国語大学 [担当：小松]
- 6 月 14～15 日：「オーストラリア学会」全国研究大会に参加、慶應義塾大学日吉校舎 [担当：南出]
- 6 月 17～21 日：アメリカの Western New England University にて開催された The Global Interdisciplinary Green Cities Conference 2025 に Committee メンバーとして参加し、“Waste Management: Plastic in Japan” をテーマに発表した。[担当：崔]
- 6 月 28 日：1 年生演習「Global Studies」において、米国・インドネシア・バングラデシュ出身の留学生による「母国紹介」と交流会を企画実施した。[担当：平井]
- 7 月 8 日：「大阪日豪協会」サマーパーティに参加、EXPO2025 オーストラリアパビリオン [担当：南出]
- 7 月 12～13 日：関西大学千里山キャンパスにて日本情報経営学会第 88 回全国大会を実行委員長として開催した。[担当：崔]
- 7 月 22 日：豪亜研主催研究会において、「日台間の現代日本語文学から考えるトランスナショナル・ジャパンの課題」と題された発表を行った。[担当：Brook]
- 7 月 30 日：ソウルで開催された国際比較文学会 (ICLA) 2025 年大会において、“Different and yet the Same, the Same and yet Different” : Translation as Metaphor for Colonialism in Levy Hideo’s Japanese Prose” と題された発表を行った。[担当：Brook]
- 8 月 24 日：中国文芸研究会の 2025 年度夏合宿紹介批評企画において、李琴峰著『日本語からの祝福、日本語への祝福』（朝日新聞出版、2025 年）に関する発表を行った。図書紹介「日本語習得の道と、その向こうにあるもの」は機関誌『野草』第 115 号に掲載される予定。[担当：Brook]
- 9 月 3 日：在大阪オーストラリア総領事館主催 EXPO2025「オーストラリア・デイ・レセプション」に参加 [担当：南出]
- 9 月 3～5 日：スペインの Universidad de Oviedo にて開催された The 12th Multidisciplinary International Social Networks Conference に参加し、“Reconfiguring Knowledge Management Systems for the Web 3.0 Ecosystem” をテーマに発表した。[担当：崔]
- 9 月 19 日：イスタンブールで開催された INTERFACEing 2025 大会で企画したパネルにおいて、“Walking through the History of Another: Reading Yoko Tawada’s Hyakunen no Sampo in Relation to Nostalgia” と題された発表を行った（オンライン参加）。[担当：Brook]
- 9 月 28 日：研究発表、東京外国語大学で開催された日本南アジア学会第 38 回全国大会において、「月に願いを：雑誌『Cand』にみる感情と対話」のタイトルで発表。[担当：小松]
- 9 月 30 日：図書紹介「真崎克彦・藍澤淑雄編著『ポスト資本主義時代の地域主義一草の根の価値創造の実践一』、『国際教育』日本国際教育学会 第 31 号 (94-96 頁) [担当：平井]
- 10 月 4 日：「大阪日豪協会」の依頼を受け講演「戦前のオーストラリアで働き暮らした日本人の記録」 [担当：南出]
- 10 月 25 日：成蹊大学で開催された The 17th Annual Conference of Japanese Operations Management and Strategy Association (JOMSA) にて “From Digitalization to Decentralization: A Blockchain-Enabled Framework for End-to-End Supply Chain Collaboration” をテーマに、JOMSA 学会の会長として基調講演した。[担当：崔]
- 10 月 29 日：Ryan Indon 氏による国際セミナー「カルチャーショックから見える日本とフィリピン」を企画実施した。[担当：平井]
- 11 月 1 日：「オーストラリア学会」第 37 回関西例会「オーストラリアの政党政治と教育政策」の企画に加わり、参加。京都キャンパスプラザ [担当：南出]

- 11月16日：「人文地理学会」大会にて研究発表「日本人によるオーストラリア関係記録・写真デジタルアーカイブ」構築の意義と問題点、同志社女子大学 [担当：南出]
- 11月25日：「関西日豪協会」の依頼を受け講演「戦前の写真で見るオーストラリアの日本人」[担当：南出、Brookも参加]。
- 11月28日：外務省国際機関人事センター広報班長美土路昭一氏による国際セミナー「国際機関で働こう！ “夢” じゃなく、“進路”としての国連！」を企画実施した。[担当：平井]
- 11月29日：国際開発学会 第36回全国大会ラウンドテーブルにて“How Does Life Unfold after NGO Assistance? Life Story of a Former Street-Connected Woman in the Philippines”、を研究発表 [担当：平井]
- 12月2日：SDGs パートナース代表田瀬和夫氏による国際セミナー「いま、SDGsを問い直す:変わりゆく世界と、私たちの選択」を企画実施した。[担当：平井]
- 12月2～4日：豪州 Deakin Business School にて開催された The 38th Australian and New Zealand Academy of Management Conference に参加し、メルボルン大学の Prakash Singh 教授と一緒に “Organizational and Operational Structure for Value Creation in Decentralized Autonomous Organizations” をテーマに発表した。[担当：崔]
- 12月11日：豪州研主催研究会を開催。[担当：藤川]
Professor Dr. Angelina Yee Seow Voon, Director, (Research Management), Asia Pacific University of Technology & Innovation, Associate Professor Dr Chong Aik Lee, Vice President (Academic Affairs), UCSI College による。
報告内容は以下の通り
Topic 1: Entrepreneurial intentions and motivations of student-founded startups in Malaysia, Indonesia and Philippines by Professor Dr. Angelina Yee Seow Voon
Topic 2: UNIIC consortium a collaborative model for entrepreneurship and research in Asian region by Angelina Yee Seow Voon
Topic 3: Overview of Accounting and Sustainability Reporting Landscape for SMEs by Chong Aik Lee
- 12月12日：Professor Dr. Angelina Yee Seow Voon 先生による「アジア諸国における学生起業」をテーマとした講演会を国際学部「国際・地域交流論（展開）」の授業内で開催。[担当：藤川]
- 12月14日：国立民族学博物館にて開催された国際シンポジウム “Continuing Conversations: Reviewing the Work of Ohshima and Torres Strait Kenkyukai” にオーディエンスとして出席。[担当：Brook]
- 12月20日：筑紫女学園大学より招待され、令和7年度人間文化研究所特別研究会において以下のタイトルで講演。「耐える女から戦う女へ：現代インドにおける女性表象の変遷」[担当：小松]
- 2026年2月：メルボルン大学の Prakash Singh 教授と共同執筆した論文 “A Framework for Enhancing Supply Chain Resilience Through Metaverse and Blockchain Technologies” は専門書《Emerging Technologies in Supply Chains. International Series in Operations Research & Management Science》に掲載された。[担当：崔]
- 2026年2月：論文 “Living with, and Living in Language: How Two Pioneering “Border-Crossing” Writers of Japanese Identify with Language” 『国際学部紀要』第4号、追手門学院大学国際学部より出版予定。[担当：Brook]
- 2月14日：「オーストラリア学会」第38回関西例会「オーストラリア音楽からみた文化交流の歴史」の企画に加わり参加、京都市立芸術大学 [担当：南出]
- 3月 : 論文「グローバリズムの闇に散る花 — アルパナー・ミシュラ作『Asthi Phool (骨の花)』を読む —」『グローバル・スタディーズ叢書』第2巻、東信堂より出版予定。[担当：小松]
- 3月 : パネル報告「月に願いを：雑誌『Cand』の言説における女子教育と理想の女性像」『南アジア研究』第37号、出版予定。 [担当：小松]

Notes for contributors

The Editorial Board of *The Journal of Australian and Asian Studies* welcomes contributions from all countries. All submissions to the journal should conform to the requirements below.

Categories of manuscripts; ‘Articles,’ ‘Research Notes’ and ‘Reviews’.

(The Editorial Board only accepts manuscripts that have not been previously published and are not under considerations for publication elsewhere.)

Date for publication; scheduled in next March on an annual basis.

Deadline for the receipt of manuscripts; the end of September on an annual basis.

If a smooth decision is made by the Editorial Board after its review, the manuscript will appear in the latest issue.

Inquiries and manuscripts should be forwarded to;

Editorial Board of *The Journal of Australian and Asian Studies*

The Center for Australian and Asian Studies, Otemon Gakuin University

1-1 Oda-toshiba-cho, Ibaraki-shi, Osaka 567-8620

Phone; 072-665-9217

E-mail; cas@otemon.ac.jp

(Please send to the Editorial Board by post one copy of the printed version of the manuscript as well as its data saved in a USB Flash Drive or CD-R.)

General Submission Guidelines

1. It is understood that manuscripts submitted to *The Journal of Australian and Asian Studies* have not been previously published. The manuscript categories are: ‘Articles’, ‘Research Notes’ and ‘Reviews’, all of which should be concerned with Australia and its related areas and countries.
2. All kinds of submitted manuscripts are reviewed by the members of the Editorial Board, including some outside reviewers. Manuscripts judged to be inconsistent with the objective of the journal will be rejected. In some cases acceptance may be conditional on improvements being made. Regardless of the results, manuscripts will not be returned to the authors.
3. ‘Articles’ should not exceed the following length (including figures and tables etc.); 24,000 characters in Japanese; or 12,000 words in English.
4. Both ‘Research Notes’ and ‘Reviews’ should not exceed the following length (including figures and tables etc.): 12,000 characters in Japanese; or 6,000 words in English.

5. Manuscripts should be prepared by using word-processing software, and they should be written in Japanese or English. Please list the names of co-authors following the first author, if applicable.
6. Manuscripts written in Japanese should include the author's name, affiliation, and the title in both English and Japanese, as well as an abstract (maximum 300 words) in English. Please also indicate if the author is such as a post-graduate student or research student. In principle, translated abstracts must be checked by a qualified native speaker of English prior to submission (or after acceptance). The Editorial Board will not correct any errors in the abstract.
7. Footnotes may be used in the manuscripts, but not endnotes. All works referred to must be listed at the end of the manuscripts.
8. Diagrams (including graphs and photographs) and tables should be given headings and numbered in order. Their locations in the text should be clearly identified.
9. Authors will receive first and second proofs. These proofs should be corrected and returned to the Editorial Board. Significant changes should be avoided at the proof stage.
10. *The Journal of Australian and Asian Studies* is published in electronic media. It is a condition of publication in the journal that authors transfer all copyright, including publishing, reproducing and archiving 'Articles', 'Research Notes' and 'Reviews', to the Center for Australian and Asian Studies who has succeeded the Center for Australian Studies, Otomon Gakuin University.
11. After publication, 'Articles', 'Research Notes' in PDF format will be available on the website of the Center for Australian and Asian Studies, the Institutional Repository of Otomon Gakuin University and CiNii (a database system run by the National Institute of Informatics).
12. It is the responsibility of the authors to obtain permission from the copyright holder(s) of texts, diagrams, pictures, and charts when reproducing them in their own manuscripts, as well as for including them in the archives on the three websites mentioned above.
13. Except the above mentioned websites, for all other use, permission will be sought from the authors.

(Revised in November 2016)

投稿案内

「オーストラリア・アジア研究紀要」編集委員会は、広く国内外の研究者による投稿を受け付けています。投稿を希望される方は事前にお問い合わせのうえ、投稿規程にしたがってご投稿ください。

- ① 募集原稿：「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」（すべて未発表のものに限る）。他誌との重複投稿はご遠慮ください。
- ② 刊行時期：年1回、翌年3月発行予定
- ③ 締め切り：毎年9月末日必着。審査の結果、最短期間で採択が決定すれば当該年度の号に掲載可能です。
- ④ 原稿送付・問い合わせ先：
〒567-8620 大阪府茨木市太田東芝町1-1
追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
「オーストラリア・アジア研究紀要」編集委員会
TEL：072-665-9217 [研究所・センター窓口] E-mail: cas@otemon.ac.jp
(印刷した投稿原稿正本1部とUSBメモリーの郵送、または電子メール、ファイル転送サービスにてご提出ください。)

投稿規程

1. 募集原稿は、未発表のものでかつオーストラリア・アジアとその関連諸国・地域に関する「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」とする。
2. いずれの原稿も、編集委員および外部委託を含む複数名の審査を経る。その結果、本誌の趣旨にそぐわないと判断された場合には投稿を却下することがある。また採択の場合も、修正を条件とすることがある。なお、採否にかかわらず原稿は返却しない。
3. 「論文」は、本文・図表等を含め、和文の場合は24,000字以内、英文の場合は12,000語以内とする。
4. 「研究ノート」、「資料紹介」は、本文・図表等を含め、和文の場合は12,000字以内、英文の場合は6,000語以内とする。
5. いずれの原稿も本文はワードプロセッサで作成し、言語は日本語または英語とする。なお、共著の場合は筆頭著者以下、共著者名を並記する。
6. 和文原稿には、和英両文の氏名・所属・題名および英文要旨(300語程度)を付す。大学院生・研究生等の場合はその旨を明記する。要旨は原則としてネイティブチェックを受けること(採択決定後でも可)。編集委員会では訂正しない。
7. 注は脚注、参考文献は巻末とする。
8. 図(グラフ・写真等を含む)および表はそれぞれに通し番号と題名を付し、本文中にその挿入箇所を明記すること。
9. 著者校正は再校までとする。校正段階での大幅な加筆・修正は認めない。

10. 本誌は電子媒体で刊行する。本誌に掲載された「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」の公衆送信権・複製権を含む著作権は全てオーストラリア研究所を引き継いだオーストラリア・アジア研究所に帰属する。
11. 刊行後は、本研究所のホームページ、追手門学院大学リポジトリおよび CiNii へバックナンバー (PDF ファイル) として公開する。
12. 原稿内に第三者著作による文章、図、写真、表等を転載する場合は、本学の二次的利用を含め投稿者が著作権者の許諾を得るものとする。なお、二次的利用とは本研究所のホームページ、追手門学院大学リポジトリおよび CiNii 等への掲載を指す。
13. 本研究所は、本紀要に掲載された「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」を著者に無断で上記以外の出版物やアーカイブ上に転載することはない。

(2016年11月改定)

執筆者紹介（掲載順）

高橋 孝治

一般企業勤務／立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

Thomas Brook（トーマス・ブルック）追手門学院大学国際学部 講師

.....

編集委員

小松 久恵

.....

オーストラリア・アジア研究紀要 第10号

2026年3月25日 発行

発行者 オーストラリア・アジア研究紀要編集委員会

発行所 追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1-15
電話 (072) 641-9667

印刷所 友野印刷株式会社
